

平成27年度京都市立洛中小学校「学校いじめ防止基本方針」

京都市立洛中小学校

いじめ対策委員会

1：学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に大きな危険をもたらすおそれがあるものである。そして、いじめは、いつ・どこでも起こる可能性があるということを常に意識して未然防止に努めるとともに、万一いじめが起こった場合には、学校組織総体で早急な解決に努める。

(2) 基本理念

ここ数年、児童・生徒が自ら命を絶つ、あるいは絶とうとする悲しい事件が全国で発生している。そしてその行為の背景に「いじめ」が何らかの形で関係していることが指摘されている。いじめは、「当該児童と一定の人間関係にあるものが心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。つまり、陰湿な行為が延々と続くといったケースばかりでなく、表面的には遊びやふざけと映るケースの裏にいじめが存在することもある。

我々は、いじめがいつでも・どこでも・誰にでも様々な形態で起こり得る可能性があることとして捉え、早期発見・早期対処はもちろんのこと、未然に防ぐことまでを意識して取り組まなければならない。なぜ学校においていじめが起こるのかを考える時、「いじめはいけないという禁止律」だけではなく、「全ての子どもの人権が守られている学校づくり」ができていくかどうかを絶えず振り返ることが必要である。その視点として「違いを認め合える学級づくり」「学力向上と学力保障を目指す授業」「人権学習の充実と教職員研修の実施」「地域・家庭との連携」を掲げ、日々の実践を通して子どもの内面の発達を促し、いじめのない学校づくりを目指す。

2：いじめ防止対策のための組織

(1) 名称 いじめ対策委員会

(2) 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・学年主任・スクールソーシャルワーカー（SSW）

(3) 取組内容

- ・「学校いじめ防止対策基本方針の策定と見直し」「学校いじめ防止のための年間計画策定」
- ・基本方針及び年間計画の行動化に対する確認
- ・教職員研修及び保護者・地域啓発事業の計画と推進
- ・各種アンケートや教育相談での情報の集約
- ・未然防止対策及び早期発見に向けての対策の検討
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関・専門機関との連携・対応

3：具体的な取組

(1) 教職員研修の充実

- ・「学校教育目標」「いじめ防止基本方針」「いじめ防止のための年間計画」を踏まえ、未然防止・早期発見に向けた研修を推進する。
- ・校内での理論及び実践研修を企画運営する。
- ・外部専門機関との連携，特に中学校との連携のもと，小中9年間を見据えた研修を構築する。
- ・重大な事態発生など，現状に即して柔軟に対応する。

(2) 児童に関わる指導

- ・学力保障と授業改善
 - * 学習規律の徹底
 - * 基礎基本の学力の定着
 - * お互いに認め合い高め合える学習集団
 - * 児童の実態に基づいた校内研究の推進
- ・外部との連携
 - * 非行防止教室や携帯電話・スマートフォン利用に関する学習の推進

(3) 学級経営

- ・人権を基盤とした具体的な学級目標の設定と具体化
- ・一人一人が活躍できる場と居場所の確保
- ・安心して何でも言える雰囲気づくり

(4) 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため教育活動全般を網羅した道徳年間計画の策定と実践
- ・「いじめ」「生命」「友情」などをテーマとした学習の計画的推進

(5) 縦割り活動

- ・子どもどうしの豊かな結び付きの創造（リーダー性と社会性の育成）
- ・自尊感情の育成
- ・年間計画に基づいた計画的な指導と実践（活動の狙いの明確化）

(6) 体験活動

- ・宿泊行事を通じた仲間作り
- ・地域学習を通じた豊かな人の関係の構築
- ・飼育や栽培活動を通じた豊かな情操の育成

(7) 児童会活動

- ・主体性と意欲の育成
- ・楽しい学校づくりに向けた取組の推進

(8) 全校集会

- ・「人権の日の取組発表」「体験発表」「全校合唱」などを通して、学校をよりよくしていこうとする気持と態度の育成
- ・地域、保護者への参観の呼びかけ

(9) 情報発信

- * 「学校だより」「学校ホームページ」等による積極的な発信
- * 子どもの動きがわかる「学級通信」の発行

4：いじめの早期発見

(1) アンケート

- ・「学校評価アンケート」「いじめに特化したアンケート」「クラスマネージメントシート」を活用した児童の実態把握と学級経営の見直しの推進

(2) 教育相談週間

- ・アンケートやクラスマネージメントシートを基にした教育相談の実施

(3) 学級経営

- ・子どもの友達関係の変化や表情，連絡帳，子どものつぶやきなどからの気づき
- ・給食，掃除，遊びを共にすることによる児童理解

(4) 全教職員による連携

- ・情報共有をもとに、全校児童を見守る中での「報・連・相」の徹底

5 : いじめが起こった時の対応

① いじめ（が起きている可能性）の把握

- ・子どもの声、子どもの言動、家庭や地域からの連絡、日記など

② いじめ対策委員会招集と情報収集

- ・役割分担に従いいじめ情報の収集（教職員・子ども・保護者・地域など）

③ 情報分析

指導方法と役割分担

- ・いじめられた側への配慮
- ・いじめた側への指導内容（人を傷つける行為についての気づき）
- ・見ていた側に対する聞き取りと指導（無関心はいじめた側と同じである）

④ 保護者への連絡

- ・いじめられた側といじめた側双方に即日連絡
- ・今後の対応について

⑤ 学校全体への指導

- ・全校集会、学年単位など状況に応じて指導

6 : 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは、「生命や身心、財産に重大な被害が生じた疑いのある時」「学校を欠席することを余儀なくされている時」「いじめられて重大な事態に陥っていると保護者や児童から連絡があった時」など

◆学校が主体

- ・調査組織の設置
- ・調査・聞き取りの実施
- ・被害児童及びその保護者への情報提供と今後の対処
- ・京都市教育委員会への連絡
- ・再発防止対策の構築と実践

◆京都市教育委員会が主体

- ・資料や記録の提出など調査への協力

7：年間計画

月	校内研修等	仲間づくり	未然防止・早期発見に向けた取組	保護者・地域への啓発
4	いじめ対策委員会 生徒指導委員会	学級目標の設定 縦割り活動 修学旅行（6年）		参観・懇談
5	生徒指導委員会	縦割り活動 こぼとタイム	非行防止教室 （4年：いじめ）	全校集会
6	生徒指導委員会	縦割り活動 こぼとタイム	クラスマネージメントシート（3年以上）	日曜参観
7	生徒指導委員会	こぼとタイム 長期宿泊（5年）	教育相談（全学年）	人権参観・懇談
8	生徒指導研修会	縦割り活動 みさきの家（5年）		
9	生徒指導委員会	縦割り活動 こぼとタイム 敬老会（2，4年）		運動会 参観・懇談
10	いじめ対策委員会 生徒指導研修会		学校評価アンケート	個人懇談 運動会
11	生徒指導委員会	こぼとタイム お芋料理（1，2年）		学習発表会
12	生徒指導委員会	縦割り活動 スチューデント シティー（5年） こぼとタイム	クラスマネージメントシート・教育相談	参観・懇談
1	生徒指導委員会	友禅染体験（4年）		個人懇談
2	生徒指導委員会	縦割り活動 こぼとタイム 販売体験（3年） おもてなし桃花会 （6年）	いじめアンケート 学校評価アンケート	参観・懇談
3	生徒指導委員会 いじめ対策委員会	縦割り活動		全校集会
◆いじめが発生した時には、生徒指導委員会に代わり、いじめ対策委員会を招集する				

